

委託契約書

件 名 広報たかいし及びホームページ広告掲載取扱業務
履 行 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
履 行 場 所 高石市
契 約 金 額 別紙仕様書のとおり
契約保証金 免除

上記の委託業務（以下「委託業務」という。）について、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約を、法令等を遵守し、信義に従い誠実に履行しなければならない。

2 乙は、委託業務を善良なる管理者の注意をもって処理しなければならない。

3 この契約書に規定する承認、通知、申出、請求、解除、報告及び指示は、書面により行うものとする。

（委託業務の仕様）

第2条 委託業務の仕様は、別紙の仕様書によるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、この契約により生じる一切の権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（誓約書の提出）

第4条の2 乙及び下請負人等（高石市暴力団排除条例（平成24年高石市条例第20号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条に規定する下請負人等をいう。）は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（秘密の保持及び目的外利用の禁止）

第5条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を正当な理由なく第三者に漏らし、又は委託業務の処理以外の目的に利用してはならない。この契約の終了後又は解除後も同様とする。

（個人情報の保護）

第6条 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する特記事項による。

（契約内容の変更等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、履行期間又は契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

3 第1項の規定によりこの契約の内容が変更され、又は履行が一時中止された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

(業務の完了及び検査)

第8条 乙は、仕様書で定められた毎月の委託業務が完了したときは、速やかに甲にその月の委託業務が完了した旨を通知するものとする。

2 甲は、前項の通知があったときは、通知があった日から10日以内に成果品を検査し、その結果を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項に規定する検査に合格したときは、速やかに成果品を甲に引き渡すものとする。

(広告掲載料)

第9条 乙は、広告掲載料として、「広報たかいし」の広告については白黒1枠につき33,000円、2枠につき66,000円、1/2枠につき16,500円、カラー1枠につき49,500円、2枠につき99,000円、1/2枠につき24,750円を甲に支払うものとする。

2 乙は、広告掲載料として、高石市ホームページの広告については1枠につき6,000円、連続6ヶ月掲載する場合は1枠につき32,400円、連続12ヶ月掲載する場合は1枠につき60,000円を甲に支払うものとする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告掲載料について、乙は甲の発行する納入通知書により、請求があった日から30日以内までに甲の指定する口座にその月の広告掲載料を支払うものとする。

2 乙は、前項に規定する期限内にその月の広告掲載料を支払わないときは、期限を経過した日から支払いをする日までの期間について、その日数に応じ、甲に、支払うべきその月の広告掲載料に対して契約日における支払遅延防止法による率を乗じて計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(業務の処理責任)

第11条 乙は、委託業務を処理するにあたっては、民法、商法その他の法令上のすべての責任を負うものとする。

2 乙は、委託業務を処理するために必要な資機材を用意し、又は経費を負担するものとする。

(業務責任者)

第12条 乙は、委託業務を処理する責任者（以下「業務責任者」という。）を定め、甲に通知するものとする。業務責任者を変更したときも同様とする。

(監督)

第13条 甲は、監督員を置いたときは、乙に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

(契約の履行状況等の調査)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、この契約の履行状況及び契約の履行に係る法令遵守状況について、乙に対して調査し、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、委託業務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めによるときは、この限りでない。

(甲の契約解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのにこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に委託業務を完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約の履行にあたり、職員の指示に従わなかったとき又は職員の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 前各号のほかこの契約の条項に違反したとき。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 第 3 条の規定に違反し、甲の承認を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 乙の債務の全部が履行不能であるとき。
- (3) 乙がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である又は乙が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や甲の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても、乙がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 乙が第 20 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団密接関係者に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) この契約の締結又は履行について不正な行為をしたとき。
- (10) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

3 乙は、前 2 項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金としてこの契約が解除された時における発注済部分に相当する広告掲載料の 100 分の 10 に相当する額を、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。

4 甲は、第 1 項及び第 2 項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、この契約を解除することができる。

5 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

6 第 1 項、第 2 項又は第 4 項に掲げる事項が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、契約の解除をすることができない。

(談合その他の不正行為による契約解除)

第 17 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁

止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項(同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。)、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項(同法同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき。
- (4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

(談合その他の不正行為による賠償額の予定)

第18条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、次の各号のいずれかに該当することとなった時における発注済部分に相当する委託料の100分の10に相当する額を賠償金として、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とする。

- (1) 乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 前条第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 前条第5号に該当したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第19条 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めたときは、この契約を解除するものとする。

2 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めたときは、乙に対して、当該下請負人等との契約解除を求めるものとする。この場合において、乙が当該求めを拒否したときは、甲は、この契約を解除するものとする。

3 乙は、前2項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金としてこの契約が解除された時における発注済部分に相当する広告掲載料の100分の10に相当する額を、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。

(乙の契約解除)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができ

る。

(1) 第7条の規定によりこの契約が変更され、単価が当初の3分の1未満に減少したとき。

(2) 甲がこの契約に違反し、そのために委託業務を完了することができなくなったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の終了後又は解除後の措置)

第21条 乙は、この契約が終了し、又は解除された場合において、甲から提供された資料等がある場合は、当該資料等を速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、この契約が解除されたときは、委託業務の既済部分に相当する広告掲載料を甲に支払うものとする。この場合における当該広告掲載料の支払いは、第8条、第9条及び第10条の規定を準用する。

(契約に定めのない事項等)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 高石市加茂4丁目1番1号
氏名 高石市
代表者 高石市長 畑中 政昭

乙 住所
氏名